

地域密着型通所介護 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 株式会社アクセスが開設する ライフサポートかたつむり実靱（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護の状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第 2 条 事業所の従業者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。
- 2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の精神的・肉体的負担の軽減を図るものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉のサービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ライフサポートかたつむり実靱
- 二 所在地 千葉県習志野市東習志野 5 丁目 2 番 10 号

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 常勤 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を厳守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 生活相談員 営業日ごとに、サービス提供時間を通じて専従で 1 名以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、地域密着型通所介護計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- 三 看護職員 営業日ごとに 1 名以上（機能指導訓練員と兼務）
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 四 介護職員 営業日ごとに、サービス提供時間を通じて専従で 2 名以上
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 五 機能訓練指導員 営業日ごとに 1 名以上（看護職員と兼務）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための

訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 提供時間 午前9時30分から午後4時45分までとする(送迎時間をのぞく)。
- 三 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 四 利用定員 1日 18名とする。(第一号通所事業を含む)

(地域密着型通所介護の内容)

第 6 条 地域密着型通所介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等)
- 二 健康状態の確認
- 三 機能訓練(日常動作訓練)
- 四 生活等に関する相談及び助言
- 五 介護方法の指導
- 六 食事
- 七 送迎

(地域密着型通所介護の利用料等)

第 7 条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護が、法定代理受領サービスである場合は、その1割～3割の額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した額との間に差額が生じないようにする。
- 3 前2項に掲げる額のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - 一 食事代とおやつ代(料金1回あたり700円とする)
 - 二 おむつ代(L:190円、M:160円、パット:40円)
 - 三 全各号に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途請求するものとする。
- 4 前各項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、習志野市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、他の利用者が適切なサービスを受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

- 2 利用者は事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 3 事業者は利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
- 4 その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 地域密着型通所介護の提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに家族、ケアマネージャー、主治の医師に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に非難、救出その他の必要な訓練を行うこととする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第12条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努める。
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密保持について厳守することを、雇用契約の条件とする。
 - 4 その他この規程に定める事項のほかに、運営に関する重要事項については、株式会社アクセスと事業所の管理者が協議して定めるものとする。

(暴力団及び暴力団員等の排除)

第13条 当事業所は暴力団及び暴力団員等は市民生活及び事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れず、資金を提供しない、利用しないというを基本理念にのっとり、その存在の排除を推進していく。

附則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日より改定する。